

1 改定の流れ

【改定体制】

アドバイザー

小木曾 宏

市町村

松戸市こども家庭センター

柏市こども相談センター

流山市子ども家庭課

習志野市こども家庭課

大多喜町健康福祉課

栄町福祉・子ども課

袖ヶ浦市子育て支援課

児童相談所

柏児童相談所 小熊 良

中央児童相談所 辻 久美子

市川児童相談所 鈴木 恵太
高本 努

銚子児童相談所 長嶋 孝
田口 謙作

東上総児童相談所 塚原 ゆかり

君津児童相談所 保田 幸江

【改定の経緯】

児童福祉法等の改正に伴うマニュアル改定の必要があり、県内各市町村及び児童相談所に改定に関する意見を聞いたところ、「マニュアルを使いやすくしてほしい」との意見があったことから、今回の改定を行った。

【改定スケジュール】

第1回

令和7年3月7日
改定の方針確認



第2回

令和8年1月20日
修正箇所の確認



第3回

令和8年3月16日
最終確認

令和7年度千葉県こども虐待対応マニュアルの改定について

2 修正のポイント

【構成に関すること】 可読性の向上・目次の再編・内容の見直し

【法改正に関すること】

○ 一時保護時の司法審査の追記（第4章-7 一時保護）

令和7年6月から施行開始された一時保護時の司法審査の概要についての説明を記載。

司法審査においては請求期限までに、戸籍等の資料を市町村や関係機関から児童相談所が収集する必要があるため、協力を得られるような記載内容とした。

○ こどもの権利擁護の追記（第4章-7 一時保護、第6章-1 在宅指導・支援の進め方、第6章-2 施設入所・里親委託の流れ）

児童相談所が一時保護や入所措置等を行う際、こどもへの意見聴取が義務付けられた。県内での虐待対応におけるこどもの権利擁護について、関係機関が理解し、取り組めるように記載した。

○ 子ども家庭総合支援拠点から子ども家庭センターへの変更（第1章-4 こども虐待の予防と子ども家庭センターの役割）

こども家庭センターの概要及び虐待対応における役割を記載した。

○ 子育て支援サービスの追記

児童虐待防止の施策として、包括的な子育て支援サービスの充実が必要とされている。虐待対応のみならず、防止の観点についても記載し、まずは市町村が早期介入支援を行うことを記載した。

○ 親子再統合・パーマネンシー保障について追記

（第1章-2 こども虐待対応の基本理念・原則、第6章-2 施設入所・里親委託の流れ）

国のこども大綱や計画では、まずは親子の再統合について調整を図り、それでも分離が必要な場合は、可能な限り家庭的な環境で過ごせるように調整し（家庭養育原則）、子どもの永続的な関係構築（パーマネンシー保障）に努めることが明記されている。

千葉県としても、児童相談所と市町村をはじめとする県内の関係機関の理解と協働により子どもの最善の利益、パーマネンシー保障を確立するため、概要を記載した。

○ 困難女性支援法の反映（第9章-2 市町村・児童相談所と関係機関の情報共有）

困難女性支援法の施行に伴い、施設の名称変更があった。DV部門と虐待部門の連携についても記載した。